

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点長事務取扱 山本 潤

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 大中型まき網漁船による投網実験データ取得業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 8 年 1 2 月 2 8 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
〒 3 1 4 - 0 4 0 8
茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点管理チーム
電話 0 4 7 9 - 4 4 - 5 9 3 2
F A X 0 4 7 9 - 4 4 - 1 8 7 5
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「大中型まき網漁船による投網実験データ取得業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「大中型まき網漁船による投網実験データ取得業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 1 0 月 1 4 日までに上記 3 . あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表す

ることにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和 8 年 1 0 月 2 2 日 1 4 時 0 0 分
茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
神栖庁舎 研究本館 1 階会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和 8 年 1 0 月 2 2 日 1 2 時 0 0 分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否

要。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1 とし
て再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力
を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び
当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず
れかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL:https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 大中小型まき網漁船による投網実験データ取得業務
2. 業務目的 本業務は、水産庁委託事業「令和7年度補正予算まき網漁業の自動操業に向けたAI技術の開発事業」の遂行のため、大中小型まき網漁船の実船を用いた操業実験を実施し、潮流下における投網時の網なり形状を計測するものである。当所実験水槽による模型船に搭載した模型網を用いた投網実験結果及びコンピュータによる計算結果との比較検証に資するデータを取得することを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 業務期限 令和 8年12月28日
5. 納入場所 茨城県神栖市波崎7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
6. 業務内容 「3. 業務場所」において、大中小型まき網漁船（網船1隻、搭載船1隻、灯船1隻、運搬船2隻）を使用し、潮流が0.1ノット以上ある状況下で、投網及び揚網実験を合計3回実施し、そのデータを取得すること。実施日数は原則として2日間を予定しているが、実施日程については、当機構担当職員及び請負業者が協議の上、決定するものとする。詳細な条件は、下記の通りとする。
 - 【使用漁船】
 - (1) 網船は135トン以上であり、ネットゾンデを3台以上装備していること。
 - (2) 搭載船（レッコボート）の代替として、灯船を使用することを認める。
 - (3) 大臣許可漁業「大中小型まき網漁業」を有していること。
 - (4) 法令で定められた設備や、操業に支障を来さない相応の設備及び付属品を備え、それらが適切に維持管理されていること。
 - 【乗組員】
 - (1) 漁撈長及び船長は、大中小型まき網漁業に関する十分な知識と技能を有していること。
 - (2) 乗組員の過半数は、大中小型まき網漁業の従事経験が6ヶ月以上あり、円滑な操業を行うために十分な人員が配置されていること。
 - 【投網方法】
 - (1) 船速・舵角などは、通常操業時の投網において使用する条件とすること。
 - (2) 投網開始位置は、以下の3種類とすること。

①潮流を勘案した通常作業時の投網開始位置

②潮流を勘案した場合において、通常作業では使用しない投網開始位置

③上記①及び②の中間方位となる投網開始位置

(3) 生態系等保全のため、不要な環巻は行わないものとし、漁獲は行わないこと。

【成果品】

(1) 以下のデータを電子ファイルに取りまとめ、提出すること。

①ゾンデ 2 台の深度に関する表示器を連続撮影した動画データ

②ゾンデ 1 台の深度に関するログデータ

③GPS による船位データ

④舵角表示器の動画データ

(2) 使用した大中型まき網漁船の線図及び排水量に関するデータを提出すること。

7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。